

Simple Consulting ×

基幹システム再構築

for 業務の効率化やTCO削減に向けて…

基幹システム再構築を失敗しない為には…

✓ いきなり、システム・ベンダーを選ばない！

…いきなりシステム・ベンダーを選んでも、業務の検討が置き去りにされ、システムの検討が先行するばかり。業務の見直しを安易にシステム・ベンダーに求めず、まずは自分達で「新業務の構想」の検討を始める事が肝心です。

✓ 業務の見直しを、“ついで” 扱いにしない！

…システムは、業務面で検討された要件を実現する為のツール・インフラに過ぎません。システムの再構築に係る労力や負荷は膨大ですが、あくまで業務の見直しが主目的であって、システムの再構築はその為の手段に過ぎない事を常に基本とする必要があります。

✓ タイムリミットになる前に、計画的に取り組みを開始する！

…特に、基幹システムの再構築は企画から本稼働までのトータルで2~3年を要する事もあります。しかし、多くの場合、現行のシステムの延命には制限があり時間に余裕がありません。従って、企画・構想段階でしっかり、業務ありきの検討を行うには、前もって取組みを開始する事が不可欠です。時間に余裕がないプロジェクトほど、業務の検討は希薄になります。

システム再構築の鍵は **業務のシンプル化** にあり！

だから、システム・ベンダーを選ぶ前に、先ず【業務ありき】で構想をまとめる事が重要です！！
私たちCIOパートナーズは、こうした取組みを支える様々な支援サービスを提供しています。

Simple Consulting (基幹システム再構築に向けたスポット・サービス)

社内勉強会
支援サービス

お客様のPJメンバーや関係者を集めた社内勉強会に、弊社コンサルタントが訪問して、勉強会・説明会の講師とQ&A対応を行うサービス。

ご参考費用 (税別)

¥100,000.- (1勉強会)

業務見直し
1日トライアル

お客様の事務処理の業務フローを分析し、システムの再構築に合わせて業務の見直しを実現する為の要件の整理を1日トライアルで行うサービス。

ご参考費用 (税別)

¥250,000.- (1日)

現行システム
クイック診断サービス

お客様の現行システムを「業務や管理との適合性」の観点に絞って診断し、システムを整備する際の優先順位と重要テーマを整理にするサービス。

ご参考費用 (税別)

¥750,000.- (標準3日コース)

他にも、成果報酬を組み合わせた構想策定コンサルティング、RFP作成・提案評価コンサルティング、PMO支援なども行っています。

当社(お申込み企業。以後、甲とする)は、CIOパートナーズ株式会社(サービス提供会社。以後、乙とする)が提供する基幹システムの再構築に関するスポット支援サービスに申し込みます。本申込書に、甲ならびに乙の双方が署名することにより、甲と乙の間で下記のスポット支援サービスに関する契約が成立すること、また、契約成立後は速やかに申し込んだサービスの実施に向けた事前協議・調整に入ることに同意します。

申込み年月日 年 月 日

会社名

印

申込み責任者

印

所属

役職

所在地

都道府県

市区町村

連絡先

TEL

FAX

E-mail

今回、お申込み頂くサービスのチェック欄にチェック(✓)をご記入し、合わせて下欄の申込内容欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/>	社内勉強会 支援サービス
チェック欄	
基本料金：¥100,000.- (1勉強会あたり 税別)	
開催回数： _____ 回	
開催希望時期： _____ 年 _____ 月頃	
※未定の場合は空欄で結構です。	

<input type="checkbox"/>	業務見直し 1日トライアル
チェック欄	
基本料金：¥250,000.- (1開催あたり 税別)	
開催回数： _____ 回	
開催希望時期： _____ 年 _____ 月頃	
※未定の場合は空欄で結構です。	

<input type="checkbox"/>	現行システムクイック診断 サービス
チェック欄	
基本料金：¥750,000.- (標準3日コース 税別)	
開催回数： _____ 回	
開催希望時期： _____ 年 _____ 月頃	
※未定の場合は空欄で結構です。	

Simple Consulting スポット支援サービス 約款

第1条(目的)

本申込書への甲および乙の署名により、上記に規定したスポット業務(以下、「本件業務」という。)に関する、甲と乙の間での委任契約が成立するものとする。

第2条(業務資料の管理)

乙は、甲から貸与された資料(以下、「業務資料」という。)につき、厳重な取扱を行うものとし、その保管・管理につき善管注意義務を負担するものとする。
2. 乙は、業務資料を、本件業務実施、その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。

第3条(請求と支払い)

本件業務の終了後、速やかに乙は甲に対して所定の報酬額に消費税を加算して請求するものとする。

2. 乙からの請求を受けて甲は、本件業務の報酬額を翌月末迄に乙が指定する銀行口座に振込むものとする。

3. なお、振込手数料は甲が負担するものとする。

4. また、甲は、乙に対し、前項に定めた報酬とは別途に本件業務の遂行に乙が要した交通費、宿泊費、日当、その他の実費を前項と同様の支払方法により支払うものとする。

第4条(秘密保持)

甲および乙は、本件業務に関連して知り得た相手方の技術上、販売上その他業務上の秘密を本件業務の期間中はもとより、終了後といえども第三者に漏洩してはならない。

本申込書の送付先

CIOパートナーズ株式会社

〒550-0014 大阪市西区北堀江1-19-8 四ツ橋KMビル7F

TEL 06-6599-8661 E-mail office@cio-partners.co.jp

第5条(契約の解除)

甲または乙が次の各号の一つに該当した場合、相手方は何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 本契約に基づく債務を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されないとき。
- ② 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあったとき、もしくは公租公課を滞納し、督促を受けたとき、または滞納処分による差押を受けたとき。
- ③ 手形、小切手が不渡りとなったとき。
- ④ 破産、民事再生、会社整理または会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
- ⑤ 合併、解散もしくは営業の全部を第三者に譲渡したとき。

第6条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、各々相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- ② 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- ④ 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

サービス提供会社(乙) 受付欄

年 月 日 上記の申し込みを受理、本件業務を受任しました。

CIOパートナーズ株式会社

〒550-0014 大阪市西区北堀江1-19-8 四ツ橋KMビル TEL 06-6599-8661

印